

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は、妥当である。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和3年11月13日付けで、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「『1945年以降 入退園措置児童名簿』〇〇〇に統合された時点で在園していた特定の児童園の子どもの情報と思われる。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求が行われた。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書として「1945年以降 入退園措置児童名簿」（以下「本件公文書」という。）を特定し、本件公文書には条例第7条第2号に定める不開示情報に該当する内容が記載されていることを理由として、令和3年11月29日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和4年1月25日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和4年3月11日付けで審査会に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

個人に関する情報として、開示をしないと決定された「1945年以降 入退園措置児童名簿」について、一部取り消しを求めたい。

2 審査請求の理由（要旨）

非開示の資料は個人に関する情報で、開示によって個人が特定されるということだったが、今回、沖縄戦によって生じた孤児の数を把握したいと考えている。そのため、個人を特定しない、入所年と退所年（難しければ、入所年のみ）の開示を求める。

沖縄の戦争孤児については記録がほとんどなく、この資料によってその数だけでも特定できることは意味があると考えている。

第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

1 弁明の趣旨

本件公文書には、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報が含まれることなどから、条例第8条の規定に基づき部分開示決定したものであり、当該判断に違法及び不当な点はないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

2 弁明の内容

条例第7条第2号は個人に関する情報を「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定し、個人に関する情報を不開示情報として定めている。

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報全体であることとして解釈・運用されていること、さらに、「特定の個人を識別することができるもの」としては、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号や番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等があげられる。

氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合であっても、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより特定の個人が識別され得る情報も同号本文に該当する情報として考えられていること、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含むとする概念は、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となる趣旨であることとされている。

本件公文書のうち、上記に該当するとして不開示とした部分は以下の(1)から(4)までのとおりである。

(1) 入所児童の番号及び措置番号について

入所児童の措置番号は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条の規定による措置（行政処分）により入所する児童に係る固有の番号であり個人識別性が高い情報といえる。ましてや、本件は入所施設を特定して公文書開示請求がなされており、一層特定の個人を識別できる可能性が高いといえる。また、本件請求文書に係る入所児童の番号についても、措置番号が採番されていない第二次世界大戦の直後の混乱期から一定の時期までは措置番号と同様の性格を有するものとして取り扱われ、管理されていたものと推認されることから、同様に入所児童の固有の番号として個別に付された番号として特定の個人を識別することができる

情報に当たるものとして考えられる。

したがって、入所児童の番号及び措置番号については、個人に関する情報といえるものであって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第2号本文に該当することは明らかである。

また、同号ただし書の規定のいずれにも該当しないことから、当該情報を不開示とした判断に誤りはない。

(2) 入所児童の氏名、生年月日及び本籍について

条例第7条第2号が個人に関する情報を当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものとしているところ、これを本件についてみると、入所児童の氏名及び生年月日は同号に例示され、本籍についてもその他の記述等により特定の個人を識別することができるものに当たることは明らかである。よって、これらについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第2号に該当することは明らかである。

また、同号ただし書の規定のいずれにも該当しないことから、当該情報を不開示とした判断に誤りはない。

(3) 入所児童の入園年月日並びに退園年月日及び退園先について

入所している児童の関係者から公文書開示請求が行われ、当該入所児童の入退園年月日及び退園先などの情報が公開された場合、他の情報と照合することにより一時保護の決定の時期と入園年月日が一致するなどして入所児童を特定することができる可能性があり、当該入所児童の居所を明らかにしないこととした一時保護の決定処分の意義が失われる可能性がある。その結果、入所児童に不測の事態を及ぼす可能性は容易に想像でき、身体や生命に危険が及ぶおそれを否定できないものである。

特に、本件のように既に入所施設が特定され公文書開示請求がなされている場合には、入所児童の入園年月日並びに退園年月日及び退園先の情報が公開されることにより、他の情報と照合することが可能となり個人を識別できることにつながるおそれがある。

よって、入所児童の入園年月日並びに退園年月日及び退園先については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第2号本文に該当することは明らかである。加えて、同号本文の「又は」以降が規定する「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に当たり、この点においても同号本文に該当し不開示情報となるものである。

また、同号ただし書の規定のいずれにも該当しないことから、当該情報を不開示とした判断に誤りはない。

(4) 入所児童の保護者の氏名及び住所について

条例第7条第2号は、個人に関する情報を当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものとしているところ、本件についてみると、入所児童の保護者の氏名及び住所は、同号に例示する氏名に当たり、住所についてもその他の記述等により特定の個人を識別することができるものに当たることは明らかである。よってこれらについては、個人に関する

情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第2号本文に該当することは明らかである。

また、同号ただし書の規定のいずれにも該当しないことから、当該情報を不開示とした判断に誤りはない。

第5 審査会の判断

審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。

1 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、「個人に関する情報」は原則として不開示とし、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあるものを不開示とする旨規定している。

また、「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述により識別される特定の個人情報の全体である。「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人が識別されうる情報も本号本文に該当する情報である。当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となるものである。

「他の情報」については、条例第7条第2号が「他の情報」とのみ規定するだけで、その範囲に限定を加えていないことからすると、一律に一般人が容易に入手できる情報とするのではなく、特定される公文書の性質によって、当該個人の関係者などが知り得る情報を含むものと解するのが相当と考えられる。

さらに、同号ただし書において個人に関する情報であっても公にすることができる場合が定められており、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等であり、当該情報が職務遂行に係る情報であるとき、当該公務員等の職及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、同号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

2 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、(1)入所児童の番号及び措置番号にあつては、個人別に付された番号で、特定の個人を識別することができるものとし、(2)入所児童の氏名、生年月日

及び本籍にあっては、特定の個人を識別することができるものとし、(3)入所児童の入園年月日並びに退園年月日及び退園先にあつては、他の情報と照合することが可能となり個人を識別できることにつながるおそれがあり、特定の個人を識別することができるものとし、(4)入所児童の保護者の氏名及び住所にあつては、特定の個人を識別することができるものとして、条例第7条第2号に該当することを根拠に不開示としている。

審査会において本件公文書を確認したところ、(1)入所児童の番号及び措置番号にあつては、個人別に付された番号で、特定の個人を識別することができるものに当たる。(2)入所児童の氏名、生年月日及び本籍にあつては、特定の個人を識別することができるものに当たる。(3)入所児童の入園年月日並びに退園年月日及び退園先にあつては、入所施設が特定されていることに加え、既に開示された入園理由、退園理由の情報を照合した場合、特定の個人を識別することが可能になり、また、入園年のみを開示した場合でも、施設が特定されていることに加え、既に開示された入園理由、退園理由の情報、当該個人と特別の関係にある者が有する情報（一時保護の決定の時期等）を取得し、その取得した情報と照合した場合、同様に特定の個人を識別することができる可能性がある。(4)入所児童の保護者の氏名及び住所にあつては、特定の個人を識別することができるものに当たる。

以上のとおり、上記(1)から(4)までのそれぞれが条例第7条第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことが確認できたことから、当該情報を不開示とした実施機関の決定は妥当であると認められる。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長 ※令和6年1月31日まで
柴田 優人	沖縄国際大学講師	※令和6年2月1日以降
仲村 剛	弁護士	会長職務代理 (令和6年2月20日以降)
中村 政也	弁護士	
新見 研吾	弁護士	会長職務代理 (令和6年2月19日まで) 会長 (令和6年2月20日以降)
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和4年3月11日	諮問書受理
令和5年7月26日	審議（第346回）
令和6年4月24日	審議（第355回）
令和6年5月29日	審議（第356回）
令和6年6月26日	審議（第357回）